

特定非営利活動法人 四国の道路サポータクラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人四国の道路サポータクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、経済や地域活動にかかせない道路を利用者の立場から、広報の支援、道路施設の利用促進、まちづくり、地域環境の保全、清掃活動に関する事業を行い、もって地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表第3号の「まちづくりの推進を図る活動」「環境保全を図る活動」に該当する特定非営利活動を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 道路広報の支援および利用者への配布活動
- (2) 道の駅およびオートキャンプ場の利用促進に関する事
- (3) 道路清掃や美化の活動および支援
- (4) まちづくりの支援
- (5) 地域環境の保全活動
- (6) 四国のみちハイキングの実施等
- (7) 上記に付随する一切の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって「法」上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 準会員 理事会が別に規則において定めた会員

(入会)

第7条 会員の入会については、条件は定めない。

2. 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申請書により、理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4. 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けを提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するにいたったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷付け、または目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えねばならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人
 - (2) 監事 2人
2. 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とすることができる。
3. 理事長は、総会の議決を経て、常務理事を置くことができる。

(選任)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2. 理事長、副理事長、常務理事は、理事の互選とする。
3. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会の招集もしくは理事会の召集を請求すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、意見を述べること。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2. 補欠または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えねばならない。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第21条 この法人に顧問2人以内を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3. 顧問は、この法人の運営に関する理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べるることができる。

4. 顧問の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (6) 入会金および会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条においても同じ) その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) 事務局の組織および運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の2以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定により召集するとき。

(召集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3. 総会を召集するときは、開催日時、場所、目的および審議事項を記載した書面(ファックス、eメール、ホームページをもって、これに代えることができる)を5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第28条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、次条第1項第2号および第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者および表決委任者がある場合には、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する

2. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、召集の請求があったとき。

(3) 第15条第4条第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第35条 理事会は、理事長が召集する。

2. 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を召集しなければならない。

3. 理事会を召集するときは、日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の4人以上の出席なければ開催することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条第2項および次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、つぎの各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金および会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画および予算)

第46条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第48条 予算の超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

2. 予算の追加または更正を行った場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告および決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2. 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の処置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

4. この法人が解散するときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数の議決を経て、選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、四国新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別にこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表1の通りとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成18年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第52条の規定にかかわらずこの法人の設立の日から平成17年3月31日とする。
5. この法人の設立当初の入会金および年会費は、第8条の規定にかかわらず、別表2の通りとする。

附 則

1. この定款の第2条第2項の変更については、所轄庁の認証の後、平成17年11月

1日から施行する。(平成17年5月26日一部変更)

附 則

1. この定款の第13条第1項の変更については、所轄庁の認証の後、平成18年11月1日から施行する。(平成18年5月29日一部変更)

附 則

1. この定款の第2条第2項、第3条、第4条及び第5条の変更については、所轄庁の認証の後、平成22年11月11日から施行する。(平成22年5月28日一部変更)

別表 1

役員名簿

特定非営利活動法人
四国の道路サポータクラブ

役名	氏名	住所
理事（理事長）	前川 雅一	高松市栗林町2丁目6番11号
理事（副理事長）	池田 弘子	高松市上福岡町901番地3
理事	谷 元博	坂出市高屋町1317番地1
理事	富田 隆弘	さぬき市大川町富田西3383番地1
理事	石川 恭子	高松市築地町11番地13
監事	三宅 剛	高松市高松町1127番地79

別表 2

特定非営利活動法人
四国の道路サポータクラブ

設立当初の入会金および年会費は、次の通りとする。

	入会金	年会費
正会員	2,000円	5,000円
準会員	必要としない	必要としない